

関係ご遺族様

厚生労働省社会・援護局
事業課戦没者遺骨鑑定推進室

戦没者遺骨のDNA鑑定の実施について

厚生労働省では、戦没者遺骨について、遺留品などの手掛かり情報からご遺族が推定できる場合には、ご遺族からの申請に基づいてDNA鑑定を行い、親族関係が判明した場合、ご遺骨をご遺族に返還しています。

今般、遺留品などの手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のため、下記の厚生労働省が検体を保管している全ての地域(DNA鑑定に必要な検体が採取できたご遺骨がある地域)の戦没者のご遺骨について、ご遺族からの申請を募り、申請された死亡場所等の情報に基づき、厚生労働省保管資料等との照合調査を行い、DNA鑑定を実施しております。

つきましては、DNA鑑定を希望される場合は、下記宛てに申請書をご請求いただくか又は厚生労働省ホームページから申請書をダウンロードしてください。

本DNA鑑定によって多くのご遺骨の身元が特定され、ご遺族に返還できるよう、厚生労働省としても最大限努めているところですが、長期間経過したご遺骨を対象としていることや、技術的な制約もあることから、必ずしもご期待に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、ご不明の点等ございましたら、下記にお問い合わせ下さい。

○戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定対象地域(令和6年3月時点)

・硫黄島	・タイ	・ノモンハン
・インド	・中部太平洋地域	・ビスマーク・ソロモン諸島
・インドネシア	ウエーク島、ギルバート諸島、	・フィリピン
・沖縄	トラック諸島、	・ミャンマー (50音順)
・樺太	パラオ諸島、マーシャル諸島、	※他の地域も戦没者遺骨の検体が
・旧ソ連等	マリアナ諸島、メレヨン島	採取され次第鑑定を実施いたし
旧ソ連、モンゴル	・東部ニューギニア	ます。

【お問い合わせ先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室

代表電話03-5253-1111(内線3506)

直通電話03-3595-2219